

# 令和8年度 下田高校部活動ガイドライン

## 1 本校における部活動の活動方針

### (1) 活動目標

- ①生徒が主体的に活動に関わり、仲間と協働しながら挑戦と振り返りを重ねる中で、自己決定力を基盤とした自己調整力や課題解決力（自走力）を育成する。
- ②心身の健康と安全を基盤とし、活動への責任感と自己管理能力を高めることで、人間力の育成を図るとともに、困難な場面においても対話と調整を通して継続的な参加を促す部活動運営を行う。

### (2) 成果目標

上記の活動目標に基づき、各部で適切な成果目標を設定する。

## 2 活動内容と具体的な取組

- (1) 顧問の指導のもと、生徒が活動の目的や課題を共有し、自己決定力を発揮しながら計画的で効率的な練習を行う。
- (2) 日頃の活動や大会等への参加を通して、目標に向かって努力する態度を養うとともに、集団の一員としての自覚や規律を重んじる姿勢（人間力）と基礎的な実践力を育成する。
- (3) 平日は午後7時30分完全下校とし、生活リズムの確立と家庭学習時間の確保を通して、自己管理能力（自走力）の育成に努める。
- (4) 週休日の活動時間は原則3時間程度、長くとも4時間程度とする。
- (5) 年間100日の休養日を設けるように努める。
  - ※ 試合期等でまとまった練習等の時間が必要な場合や、週休日に練習試合を計画している場合等は柔軟な対応を可能とする。この時、月間活動計画に記載されてなく、変更を余儀なくする場合には、適切に保護者や生徒等に示すこととする。
  - ※ 本部活動における主体的な活動とは、生徒が自ら考え行動することを意味するが、顧問の指導・学校の方針および部の規律のもとで行うものであり、自由放任や個人判断による活動を認めるものではない。
- (6) 活動目標の達成に向け、1年次においては全生徒が部活動に所属し、基礎的な資質・能力の育成を図る。2年次以降は任意加入とし、生徒の主体的な選択に基づいた継続的な活動を推進する。
- (7) 部活動の状況に応じて、生徒の活動機会の確保等を目的に、賀茂地区において合同活動を実施することがある（合同部活動・合同チーム）。実施方法や内容については、年度当初に保護者へ通知をする。
- (8) 校外での活動に取り組む場合は、希望する生徒と関係職員で活動内容などを確認し、その活動を認める。

## 3 部活動の活動計画表等の作成及び公表

各部は、年間活動計画・月間活動計画を作成し、年度当初または前月末に生徒に配布する。活動結果等を公表する場合には、生徒のプライバシーに配慮する。

#### 4 部活動の意義

##### (1) 学習指導要領による位置づけ

「生徒の自主性・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。」

##### (2) 静岡県における部活動の意義

- ①部活動が生徒の人格形成に大きく寄与しており、日本の学校文化の中できわめて重要な役割を果たしてきていること
- ②部活動は、より高い水準や記録に挑戦したいという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有していること
- ③生徒が異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりをとおして、社会性を育むことができる点で大切な役割を担っていること
- ④目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する態度の育成に資するものであること